

公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和7年10月8日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 業務の概要

(1) 業 務 名 鳥取市気高地域新設統合小学校新築基本設計及び実施設計業務

(2) 業務場所 鳥取市 気高町浜村 地内

(3) 業務内容

宝木小学校・瑞穂小学校・浜村小学校・逢坂小学校の4校を1つの小学校として新設統合する気高地域新設統合小学校（仮称）の施設整備に伴い、令和7年7月に作成された「鳥取市気高地域新設統合小学校整備 基本構想・基本計画」に示される施設のコンセプトに基づき、合理的かつコンパクトな施設の基本設計及び実施設計を行うものである。

(4) 設計の概要、構造、規模、平面計画等

ア 構 造 基本設計により決定

イ 規 模 校舎棟 延べ面積 約4,200㎡
屋内運動場 延べ面積 約900㎡
附属建物 延べ面積 約100㎡

ウ その他 設計条件は、別紙特記仕様書及び設計与条件による。

(5) 履行期間

契約日の翌日から令和10年3月15日まで

指定部分の完成日 令和8年11月27日まで（指定部分の範囲：基本設計に関する部分）

(6) 支払い条件

ア 令和7年度 基本設計費の30%に相当する額を超えない額

イ 令和8年度 基本設計費から令和7年度に支払う額を差し引いた額及び実施設計費の30%に相当する額

ウ 令和9年度 契約額から令和7年度及び令和8年度に支払う額を差し引いた額

2 参加資格資料等の提出ができる者

参加資格資料等の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす設計共同体とする。

(1) 設計共同体に関する要件

ア 設計共同体の構成員は、共同して本件業務を実施するものとする。

イ 設計共同体は、鳥取市内に本店を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を行っている一級建築士事務所のうち2又は3者による自主結成とする。

ウ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。

エ 代表者は、（２）及び（３）の資格を満たす者のうち、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合は構成員によって決定された者とする。

オ 各構成員は、本件入札において他の設計共同体の構成員となることができない。

（２）設計共同体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ 測量等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和６年鳥取市告示第６２６号）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者であること。

ウ この公告の日から本件入札の日までのいずれの日においても鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成２５年４月１日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第２項の規定による廃止前の鳥取市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和６０年５月２４日制定）に基づく指名停止措置を含む。）を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日として、３の（２）のアの参加資格資料等の提出期間の最終日までに改めて入札参加資格を付与されていること。

（３）設計共同体の代表者の資格

ア 平成２７年度以降に業務が完了し、引き渡し完了している木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟（廊下（開放廊下を除く。）でつながっているものは１棟とみなす。以下同じ。）の延べ面積が１，５００㎡以上の新築、改築（従前の建築物を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造の著しく異なる建築物を建てることをいう。以下同じ。）又は増築（当該部分が複数ある場合は、１の部分の延べ面積が１，５００㎡以上のものに限る。）の建築設計業務を元請として実施した実績があること。ただし、共同体の構成員として実施した実績については、出資比率が２０％以上のものに限る。

イ 次に掲げる者を本件業務に管理技術者として配置することができる者であること。

（ア）アに掲げる規模の建物の新築、増築又は改築の建築設計業務を実施した実績のある一級建築士であること。

（イ）当該代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、参加資格資料等の提出のあった日の３月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者であること。

ウ 建築士法第４条の規定による一級建築士（以下「一級建築士」という。）を４名以上有している者であること。

（４）設計共同体の代表者以外の構成員の資格

ア 次に掲げる者を本件業務に配置することができる者であること。

（ア）一級建築士であること。

（イ）当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員のうち１名は、一級建築士を４名以上有している者であること。

3 参加資格資料等の作成及び提出

(1) 参加資格資料等作成要領の交付

参加資格資料等作成要領は、鳥取市公式ウェブサイト (<https://www.city.tottori.lg.jp>) に掲載するとともに、次のとおり希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

令和7年10月8日(水)から同年10月29日(水)までの日(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条第1項に規定する鳥取市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時15分まで

イ 交付場所

鳥取市幸町71番地

鳥取市都市整備部建築住宅課(鳥取市役所本庁舎5階)

(2) 参加資格資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、参加資格資料等作成要領に基づき作成した参加資格資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間、時間及び場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

1部持参すること。

(3) 参加資格資料等の審査

提出された参加資格資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 設計図書を示す場所及び期間

本件業務に係る設計図書の閲覧は、次のとおり行う。

(1) 閲覧場所 鳥取市幸町71番地

鳥取市役所本庁舎5階東側エレベーターホール前待合スペース

(2) 閲覧期間 令和7年10月8日(水)から同年11月26日(水)までの日(休日を除く。)

(3) 閲覧時間 午前9時から午後5時15分まで

5 設計図書に関する質問及び回答

(1) 設計図書に対する質問は、令和7年11月26日(水)正午までに鳥取市総務部検査契約課に書面で行わなければならない。

(2) 前号の質問に対する回答は、令和7年11月27日(木)までに書面にて、入札参加者に対して鳥取市総務部検査契約課より通知する。

6 入札方法等

(1) 入札参加者の指名から落札者の決定までの手続きは電子入札システムを使用して行うため、本件入札への参加を希望する者は、令和7年11月11日(火)までに鳥取市電子入札システムの利用者登録を完了させておくこと。やむを得ない理由により書面での入札を希望する場合は、鳥取市建設工事等電子入札実施要綱の規定に従い、書面参加の手続きを行うこと。

(2) 入札等の日程は次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情によりこれを変更することがある。

ア 指名又は非指名通知 令和7年11月14日（金）

イ 入札書提出期間

令和7年11月20日（木）午後5時00分から同年12月2日（火）午前8時30分までの期間のうち、鳥取市公式ウェブサイト内の鳥取市電子入札ポータルサイトに記載する電子入札システムの利用時間に該当する期間とする。

ウ 開札予定日

令和7年12月2日（火）

(3) この入札は、変動型最低制限価格制度を適用する。

7 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市都市整備部建築住宅課（電話 0857-30-8374）とする。

(2) 参加資格資料等の提出は、入札参加資格の有無を確認するものであり、審査の結果によっては入札参加資格がないものとする場合がある。

(3) 入札参加希望者の中から指名競争入札参加者を指名し、通知する。なお、指名しなかった者には、非指名通知書を通知する。

(4) 指名しなかった旨の通知を受けたものは、通知した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により鳥取市に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(5) 非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答する。

(6) 参加資格資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(7) 参加資格資料等その他提出された書類は、返却しない。

(8) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(9) 提出された参加資格資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがある。

(10) 参加資格資料等に虚偽の記載をした者は、入札参加資格がないものとする。

(11) 落札者は配置予定の技術者を、本件業務に配置すること。